

単式蒸留焼酎等の製造免許要件の緩和 —構造改革特区—

<初認定>
福岡市・北九州市
：平成28年10月4日
東京圏：令和元年9月30日
沖縄県：令和5年3月24日
愛知県：令和7年6月9日

● (構造改革特別区域法 第26条)

規制改革の内容

特例措置前

酒類の製造免許は、年間の製造見込数量が最低製造数量以上でなければ受けることができない。

特例措置

地域の特産物を原料とした酒類を製造する場合、製造免許の要件である最低製造数量基準について、一定の要件の下、単式蒸留焼酎及び原料用アルコールには適用せず、果実酒及びリキュールは引き下げる。

効果

- ・ 農業・漁業の6次産業化
- ・ 新たな地域ブランドの創出
- ・ 地域の雇用拡大、交流人口の増加

規制改革の概要

● 酒類の製造免許に係る最低製造数量基準

現行



単式蒸留焼酎 → 10 kl

原料用アルコール
果実酒
リキュール → 6 kl

特区

地域の特産物※を
原料として製造



単式蒸留焼酎
原料用アルコール → 適用なし

果実酒 → 2 klに緩和

リキュール → 1 klに緩和

※地方公共団体の長が指定

農業・漁業の6次産業化、地域ブランドの創出、
雇用の拡大・交流人口の増加